

被用者年金の一元化・その1

— 改正内容の逐条的解説 —

使用

★

いわゆる・俗称 “被用者年金一元化法” (H24法第63号) は、H27.10.1から施行されます。

★ 正式名称：「被用者年金法の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

この一元化法の内容は、“三共済が厚生年金に統合される” と単純に考えることは出来ず、私達が年金相談を行う立場では、種々・広範な準備、留意が必要なようです。

本内容は改正の全部を網羅していません。又、政・省令がまだなので、細部・手続は未決定です。「年金制度はこう変わります」・P11、「公的年金のしくみ」・P95～、塾【課題・124】(H24.9.27)も参照
被用者年金の一元化については、今後もH27秋まで複数回、切り口を変えて扱う予定です。

【課題・159】 <改正内容の逐条的解説>

下記内容を考え、確認して下さい。

1. 今回の一元化は、“被用者年金の一元化” で “公的年金の一元化” ではない。
2. 公的年金を円滑に推進する要因を ①.制度、②.財政、③.組織 の三要素と考えれば、今回の被用者年金一元化法は、何・何と何が、どの程度 一元化されるのか？
⇒ ①. 年金制度は、四制度の多くが厚生年金に合致・一元化 (原則 一法が適用)
②. 年金財政は、徴収、給付 等、厚生年金の基準 (内数として) で 運用・管理
③. 事務組織は、これまでの組織が 実施機関として、各々が各々の範囲を行う
3. 被用者年金一元化法は、“どこで働いても年金の拠出と給付が同じ” という 制度間の公平性 から出発したことを考えれば、制度の (完全) 一元化 を最優先したことが理解できる。
4. 申請書、届出等は、原則 一の実施機関のみで可 (ワンストップサービス)
5. 制度の一元化の原則は、次のようにみえる。
 - ①. 原則として、現行の厚生年金保険法の規定 に合わせる
・保険料率と給付の基準 ・被保険者の範囲や適用 等
 - ②. 共済年金法の優遇内容を 廃止する
・遺族給付の転給 (厚59条) ・障害給付に納付要件 (厚47条) 等
 - ③. (共済法の方が) 妥当、合理的な場合は、この内容に改定する
・第35条 (端数処理) ・第36条の2 (2月期支払の年金の加算) 等
 - ④. 共済法の固有内容を継続する
・厚46条 (議員等の在老停止) ・附7条の3 (女子、特定警察の特老厚支給開始年齢) 等
 - ⑤. 制度上別個のものは、別途 制度化する
・職域加算部分 等
6. 給付関連の原則は、資格期間等は合算して判断、給付・減額は 各実施機関ごと (例外に注意!!)
7. 主要な改定内容、新旧対象 等は別紙

★ 本解説の誤解釈・誤記 に気づいたら、指摘・連絡をお願いします (事務局 又は sr-sato.yoyogi@nifty.com)

★ 「厚生年金基金」に関する規定は、厚年法の本則から、H25・附4条～95条 に 移し再編成
(第9章 106条～188条)

改定後 (H27.10.1～)	従前
<p>第2条の5 (実施機関) 本法における実施機関は、各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 「<u>第一号厚生年金被保険者</u>」(二号から四号以外の厚年被保険者)の資格、標準報酬、事業所・被保険者期間、第一号期間に基づく保険給付・受給権者、保険料等の事務 ⇒ <u>厚生労働大臣</u></p> <p>二 「<u>第二号厚生年金被保険者</u>」(国共済組合員たる厚年被保険者)の資格、・・・ ⇒ <u>国共済及び国共済連合会</u></p> <p>三 「<u>第三号厚生年金被保険者</u>」(地共済組合員たる厚年被保険者)の資格、・・・ ⇒ <u>地共済及び〇◎連合会</u></p> <p>四 「<u>第四号厚生年金被保険者</u>」(私学共済加入者たる厚年被保険者)の資格、・・・ ⇒ <u>私学振興・共済事業団</u></p> <p>★ これまでの事務(の多く) ”<u>厚生労働大臣</u> は・・・” ⇒ ”<u>実施機関</u> は・・・” (例) 第21条～24条(標報月額決定・改定)、第33条(裁定)、第44条の3(支給の繰下)</p> <p>★ 公務員の被保険者も～70才までになった (厚第9条)</p>	<p><追加・施行></p> <p>厚年被保険者の種別</p> <p>①第一種被保険者(男)</p> <p>②第二種被保険者(女)</p> <p>③第三種被保険者 (坑内員・船員)</p> <p>④第四種被保険者 (旧厚10年・未満丁)</p> <p>⑤船員任意継続 ” (S60附5上・改定なし)</p>
<p>第12条 (適用除外) 次の各号に該当する者は、厚年の被保険者としな</p> <p>一 <u>(一号 全文削除)</u></p> <p>二号 以下を繰り上げ</p>	<p>次の各号に該当する者は、厚生年金保険の被保険者としな</p> <p>一 <u>国、地公共同、又は法人に使用される、次のもの</u> ・公務員 ・共済組合員 ・私学共加入者</p> <p>二 臨時に使用される者</p> <p>三 所在地が一定しない事業所に使用される者</p> <p>四 季節的業務に使用される者(4月以内)</p> <p>五 臨時的事業の事業所に使用される者(6月を超えない)</p>
<p>国 第5条 (用語の定義) <u>(第1項 全文削除)</u></p> <p>国 第7条 (被保険者の資格) 次の各号のいずれかに該当する者は国年の被保険者</p> <p>二 第2号被用者：<u>厚生年金保険の被保険者</u></p> <p>★ 多くの条文で ”<u>被用者年金各法</u>” ⇒ ”<u>厚生年金保険法</u>” に改正された</p>	<p>この法律で「被用者年金各法」とは、次の法律をいう ・厚年法 ・国共法 ・地共法 ・私共法</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする</p> <p>一 第1号被保険者：国内居住、20～60才、2号・3号以外のもの</p> <p>二 第2号被保険者：<u>被用者年金各法の被保険者、組合員、加入者</u></p> <p>三 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者</p>
<p>第15条 (被保険者の種別の変更に係る資格の得喪) 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別(第1号厚生年金被保険者、第2号、第3号、第4号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別)に変更があった場合には、前2条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。</p> <p>★ 前2条：第13条(資格取得の時期)、第14条(資格喪失の時期) ⇒ <u>得喪の手続 必要</u></p> <p>第18条 (資格の得喪の確認) 4 第2号、第3号、第4号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、<u>前3条は適用しない</u> ⇒ <u>第1号以外は、資格得喪に厚生労働大臣の確認 不要</u></p> <p>(★ 第16条、第17条は 欠番・条文 ⇒ 第13条、第14条、第15条 になる)</p> <p>第18条の2 (異なる被保険者の種別に係る資格の得喪) 第2号、第3号、第4号厚年被保険者は、同時に、第1号厚年被保険者の資格を取得しない</p> <p>2 第1号厚年被保険者が同時に第2号、第3号又は第4号被保険者の資格を有したときは、その日に、当該第1号資格を喪失する</p>	<p><追加・施行></p> <p><4項・追加></p> <p><追加・施行></p>

<p>第35条 (端数処理)</p> <p>保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする</p>	<p>保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする</p>
<p>第36条の2 (2月期支払の年金の加算)</p> <p>前条第3項の規定による支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる</p> <p>2 毎年3月から翌年2月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)については、これを当該2月の支払期月の年金額に加算するものとする。</p>	<p><追加・施行></p>
<p>国 ★ 上記 第35条、第36条の2と同内容が、<u>国年法第17条・改正、第28条の2・追加施行</u> になった</p>	
<p>消 第42条 (受給権者)</p> <p>老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。</p> <p>一 65才以上であること。</p> <p>二 保険料納付済期間 + 免除期間 が<u>10年以上</u></p>	<p>老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。</p> <p>一 65才以上であること。</p> <p>二 保険料納付済期間 + 免除期間 が<u>25年以上</u></p>
<p>第46条 (支給停止) (← 高在老)</p> <p>老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き被保険者の資格を有する者に限る)である日、<u>国会議員若しくは地公団の議会の議員(前月以前から引き続いて議員)である日又は70才以上の使用される者(前月以前から継続)である日</u>が属する月において、その者の・・・総報酬月額相当額・・・</p> <p>★ 特老厚受給者の在職老齢年金の支給停止・低在老も議員等に適用。公務員の低在老も 46⇒28万円に (厚附11条)</p> <p>★ 70才以上・S12.4.1以前生(H19.4・70才以上)にも高在老 適用に変更。但し-10%以内 (H16附43条の例外を廃止)</p>	<p>老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き被保険者の資格を有する者に限る)である日若しくは<u>これに相当するものとして政令で定める日</u>又は70才以上の使用される者(前月以前の月から継続)である日が属する月において、その者の・・・総報酬月額・・・基本月額・・・1/2 停止・・・</p>
<p>第47条 (障害厚生年金の受給権者)</p> <p>★ 公務員の障害給付にも 保険料納付要件</p>	
<p>第54条 (支給停止)</p> <p><本条 全文削除></p> <p>★ これと同趣旨で 全文削除 される条文</p> <p>第64条の2 (遺族厚生年金の支給停止)</p> <p>第69条 (遺族厚生年金の支給調整)</p> <p>第70条 (遺族の年金の情報提供)</p>	<p>障害厚生年金は、その受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく他の被用者年金各法による障害共済年金の受給権を有するときは、その間支給を停止する</p>
<p>消 第58条 (受給権者) ← (遺族厚生年金の受給権者)</p> <p>四 老齢厚生年金の受給権者(納付済+免除期間を合算した期間が25年以上に限る)又は納付済+免除期間を合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき</p> <p>第59条 (遺族) ← (遺族厚生年金を受ける者)</p> <p>★ 公務員の遺族給付 の転給 廃止</p> <p>第64条の2</p> <p>遺族厚生年金(65才以上の受給権者に限る)は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金の額に相当する支給を停止する</p>	<p>四 老齢厚生年金の受給権者又は第42条第二号に該当する者が、死亡したとき</p> <p>(★ 25年 ⇒ 10年になったので)</p> <p>第64条の3</p> <p>遺族厚生年金(65才以上の受給権者に限る)は、その受給権者が老齢厚生年金等の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する支給を停止する</p>

◆ 下記は、事務に関し ”厚生労働大臣” ⇒ ”実施期間” に変更

- ◆ 第3章の2 離婚等をした場合における特例
 - ・第78条の2 (離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)
 - ・第78条の4 (当事者への情報の提供等) ・第78条の5 (同・前条)
 - ・第78条の6 (標準報酬の改定又は決定) ・第78条の7 (記録)
- ◆ 第3章の3 被扶養配偶者である期間についての特例
 - ・第78条の14 (特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)
 - ・第78条の15 (記録) ・第78条の16 (通知)

附 附第7条の3 (老齢厚生年金の支給の繰上げ)	当分の間、～65才老齢厚生年金の支給繰上げ請求できる 一 男子又は女子(第2号 or 第2号期間を有する者、第3号 or 第3号期間を有する者、又は第4号 or 第4号期間を有する者に限る)であってS36.4.2以降生れた者 二 女子(第1号 or 第1号期間を有する者に限る)であって S41.4.2 以降に生まれた者 三 四 特定警察職員等(・・・)・・・ であって S42.4.2 以降に生まれた者	当分の間、～65才老齢厚生年金の支給繰上げ請求できる 一 男子であって S36.4.2 以降に生まれた者 二 女子であって S41.4.2 以降に生まれた者 三 坑内・船員15年以上でS41.4.2 以降に生まれた者
附 附第8条の2 (特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)	男子又は女子(第2号若しくは第2号期間を有する者、第3号若しくは第3号期間を有する者、又は第4号若しくは第4号期間を有する者に限る)であって次表の上段に掲げる者(3項及び4項を除く)は前条規程の適用で60才を・・・ 2 女子(第1号、又は第1号期間を有する者に限る)であって次表の・・・ 3 4 特定警察職員等である者であって次表上欄・・・ ・S34.4.2～：61才 ・～S42.4.1：64才	男子であって次表の上欄に掲げる者(3項の者を除く)は前条規程の適用で60才を同表下欄年齢に読み替える ・S28.4.2～：61才 ・～S36.4.1：64才 2 女子であって次表の上欄に掲げる者・・・ ・S33.4.2～：61才 ・～S41.4.1：64才 3 坑内員、船員であって次表の上欄に掲げる者・・・ ・S33.4.2～：61才 ・～S41.4.1：64才

附 附第14条 (老齢厚生年金の支給要件等の特例)

＜厚年期間+納付済+免除+合算 = 10年で、”老齢満了” (42条2号) と見做すか否か＞

該当の条文	内 容	10年でOK (老齢満了と見做す)	25年必要 (見做さない)
第42条	老齢厚生年金の受給権者	○	・・・
第58条1項4号	遺族厚生受給権・老齢満了	×	○
附第7条の3第1項	老齢厚生繰上げ・タイプV	○	・・・
附第8条	特老厚の支給	○	・・・
附第13条の4第1項	老齢厚生繰上げ・タイプIV	○	・・・
附第28条の3第1項	旧・共済を有する特例老齢	○	・・・
附第29条1項	外国人の脱退一時金	○	・・・

附 附第20条 (二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の特例)

2 長期加入者の特例 (附9条の3・44年加入 ⇒ 報酬+定額) は、各号ごとに適用する

◆ 下記の一章・16条 は、新規追加・施行される

第三章の四 「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例」

- ・第78条の22 (年金たる保険給付の併給の調整の特例) ・第78条の23 (申し出による支給停止の特例)
- ・第78条の24 (年金の支払の調整の特例) ・第78条の25 (損害賠償請求権の特例)
- ・第78条の26 (老齢厚生年金の受給権及び年金額の特例) ・第78条の27 (老齢厚生年金に係る加給年金額の特例)
- ・第78条の28 (老齢厚生年金の支給の繰下げの特例) ・第78条の29 (老齢厚生年金の支給停止の特例)
- ・第78条の30 (障害厚生年金の額の特例) ・第78条の31 (障害手当金の額の特例)
- ・第78条の32 (遺族厚生年金の額の特例) ・第78条の33 (障害厚生年金に関する事務の特例)
- ・第78条の34 (遺族厚生年金の支給停止に係る申請の特例) ・第78条の35 (離婚等をした場合の特例)
- ・第78条の36 (被扶養配偶者である期間についての特例) ・第78条の37 (政令への委任)

★ <留意> 第78条の27 (・・・ 加給年金額 の特例) ⇒ 期間は合算、支給は一の機関から
 第78条の33 (障害厚生・・・事務 の特例) ⇒ 初診日の号種の機関が事務を行う

「社会保障と税の一体改革」関連八法

H24. 9.27 使用

【課題・124】 <社会保険と税の一体改革>

8月の国会審議で可決・成立した多くの法律が、8月22日の官報で公布されました。

この中には、私達と関連の深い厚労省関連の法律も記載されています。

(いわゆる「社会保障と税の一体改革・関連八法」・H24年法律第62号～第69号)

◆「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」 (法律第63号) [H27.10～施行。(一部は1年内)]

I. 「厚生年金保険法」の一部改正

1. 厚年法 第12条(適用除外) から、国共、地共、私学 を削除する

➡ ◆ 被保険者の種別

- ・第1号厚年被保険者：厚生年加入者
- ・第2号厚年被保険者：国共済加入者
- ・第3号厚年被保険者：地共済加入者
- ・第4号厚年被保険者：私学共加入者

2. 制度間差異の解消

(一). 公務員の被保険者資格に、70才の年齢制限を設ける (厚年法 9条)

➡ (二). 厚年の在老停止の仕組みを、国会議員、地方議会議員にも適用する (46条)

(三). 公務員等の低在老の支給停止調整額を 46⇒28万円に低下する

➡ 70才以上 (H19.4) への高在老適用を S12.4.1以前生れにも適用する ◆ H16附43条経過措置の廃止。最大減額：(年金+賃金)の10%以内

(四). 公務員等の障害給付に 保険料納付要件 を課す (47条)

(五). 公務員等の遺族給付の転給制度 を廃止する (59条)

(六).(七.) 2種別以上を合算し 20年以上で、加給・中高齢寡婦加算を支給する

★ 端数処理：(共済に合わせて) 1円未満の切捨てた端数の合計額を 2月の支払期月に1年分を加算

★ 「実施機関」の存在・機能に注目!! (事務・実務を実施する ⇨ これまでの共済・事務組合)

★(私見) 一元化とは：①.制度の一元化 ②.財政の一元化 ③.組織の一元化

第四十三条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

2 第十九条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第六項(同法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、同法附則第七十八条第六項の表(同法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

「国民年金法の一部を改正する法律」
(H16.6.1. H16法律104号)

<16附43条>